

平成28年山形村議会第3回定例会

議事日程（第3号）

平成28年9月9日（金曜日）午前 9時00分開会

開議宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

出席議員（12名）

1 番 大 池 俊 子 君	2 番 上 条 浩 堂 君
3 番 新 居 禎 三 君	5 番 小 林 武 司 君
6 番 籠 田 利 男 君	7 番 増 澤 武 志 君
8 番 大 月 民 夫 君	9 番 西 牧 一 敏 君
10 番 竹 野 入 恒 夫 君	11 番 赤 羽 千 秋 君
12 番 三 澤 一 男 君	13 番 平 沢 恒 雄 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 百瀬 久 君	副 村 長 中村俊春 君
教 育 長 根橋範男 君	会 計 管 理 者 小林好子 君
総 務 課 長 住吉 誠 君	税 務 課 長 篠原雅彦 君
住 民 課 長 塩原美智代 君	保 健 福 祉 堤 岳志 君 課 長
子 育 て 百瀬尚代 君 支 援 課 長	保 育 園 長 宮澤寛徳 君
産 業 振 興 赤羽孝之 君 課 長	建 設 水 道 旗町通憲 君 課 長

教育次長 上條憲治 君

総務課
財政係長 宮越卓也 君

事務局職員出席者

事務局長 百瀬 清 君

書記 神通川直美 君

◎開議宣告

○議長（平沢恒雄君） おはようございます。全員が出席で、定足数に達しておりますので、ただいまから、平成28年第3回山形村議会定例会の本会議を再開します。

本日の会議に先立ちまして、傍聴人に申し上げます。議会傍聴規則により、撮影・録音等を行うことは禁止されております。

なお、報道関係者から取材の申し込みがありましたので、これを許可してあります。

出席要求者から欠席届が出ております。笹野初雄代表監査委員は、私用のため、欠席です。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（平沢恒雄君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（平沢恒雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、1番・大池俊子議員、2番・上条浩堂議員を指名します。

◎一般質問

○議長（平沢恒雄君） 日程第2、一般質問を行います。

質問の順序は、お手元に配付の質問表に従って行います。

本定例会の一般質問は、1人60分を限度に一問一答方式で行います。

質問者は、質問・答弁が終わるまで一般質問者席でお願いします。

念のため申し上げますが、質問・答弁は簡潔明快にお願いいたします。

◇ 西 牧 一 敏 君

○議長（平沢恒雄君） それでは、質問順位 8 番、西牧一敏議員の質問を行います。

西牧一敏議員、質問事項 1 「安心安全な村作りとは、」を質問してください。

西牧一敏議員。

（ 8 番 西牧一敏君 登壇）

○ 8 番（西牧一敏君） おはようございます。冒頭に先立ち、今般、北海道、それから東北、度重なる台風によって甚大なる被害がありました。それにおいては被害のあった被害者には心からお見舞いを申し上げます。

さて、今、議長の方からの紹介がありましたとおりに、「安心安全な村作りとは、」これは行政側から言ったら、安心安全な村作りということになりますけれども、村民の立場から言ったときにはどうかと言ったら、住みやすい村であるということ。これがまず第一だろうと。これについてはどこの町村の長であっても、また、安倍首相であっても必ず、安心安全な国づくりとか、村作り、これはもう定番になっているのですけれども、実質的にそれをしていなくてはならない。

それについて、今回、質問したいと思いますが、まず、村長が任期、昨日も続投するのかということで、本日の市民タイムスには続投ということで一面を飾っておりました。しっかりと頑張っていたきたいと思いますが、3年有余の間、何をしてきたか。また、村民がそれだけに納得した村政として村長を見ているのかということで質問をしたいと思います。

まず第一に、交通安全、案内看板の整備ということで、この中に抜粋してあるだけであって、非常にたくさんありますけれども、まずはトレセンと役場との間には、役場や図書館利用やトレーニングセンター等の利用者、毎日横断しているが、横断歩道も標識もない状態で、安全性が確保できていると言えない。

役場の東側の公衆トイレには、トイレの案内看板がないので、村外よりの利用者は利用できない。

セブンイレブンより東へ抜ける農道と県道に突き当たる 4 差路にはカーブミラーの設置はない。非常に、それについては通行量も多いということで、危ないと。これはかねがね思っております。

それと、公衆トイレですけれども、小学校にもあるし、役場の東側にもあります。私のお客さんが、車に乗せていったときに、「あの小さなきれいなかわいい建物は何で

すか」と聞かれました。かわいい建物、何があるかなど。あれはずばり「トイレです」と。「へえ、トイレかい。またきれいなトイレがあるのですね」と言われました。だけれども、どこにもそれがないから、使いようがない。村の人たちは十分わかっているから利用することもあります。

だけれども、一番大事なのは、あそこを通る観光の方、また、いろいろな仕事の方が数多く通っている。だけれども、あそこにトイレがあるということを知っているというのは、まずこの山形村に来て初めての人ならまずわからない。看板というのがまず少ないということ。

山形村に入ってくると、そこには実はスカイランドきよみずとか、清水寺とか、それから、そば集落とか、そういう看板は見えます。だけれども、ほかの看板が見えないということが、非常に案内不足だと、このように思います。

2番目は庁舎を中心とした、住みやすい村作り。これについては、実は近々に商工会の婦人部の方からご意見をいただきました。

非常に危惧しているということで、これについて、まず3つありますけれども、昔は役場の通りは村の銀座通りであり、村一番の栄えた通りであったと。大概の商品はそこに行けばそろったものであったけれども、現在は旧JA跡地及びアップルランド跡地等のメインストリートと言われている県道西側が計画的な政策のないまま、虫食い状態であると。今後、村としてどのように開発していくのかということ。

やはり、村の顔というのは、役場を中心ということだと思います。そこから言ったら、長期的な展望を持ってもらいたい。次期に向かって村長も頑張ってくださいという昨日の意見もございました。そういうから言ったときに、しっかりした展望を持って、ビジョンを持って行っていただきたいというふうに思うわけです。それについては、現在の役場の通りを、土地開発公社、これによって計画的に村作りを考えていかないかということでございます。

それと、それに伴って、いろいろとできると、文教施設、給油所、小売店、喫茶店等は高齢者や農家の方々においては便利なコミュニケーションの場になるのではないかと、このように思います。とかく給油所にしても、JAの給油所、これについては農家の人たちはなくてはならない給油所でございます。そういう上から言ったときに、やはりこの役場を中心にぜひとも賑やかにできるような方向を考えてもらいたい。

それから、3番目ですけれども、高齢者、障がい者における住みやすい村ということで、実は自治体では介護タクシー利用時にチケット制にして補助金を出しています。

村はそれについて考えていけないかと。介護タクシーというのも、これは非常に今、利用されています。頻度が非常に高いです。そういう中で、やはり、実はこれ、松本市なんかでもこういうのがありますけれども、こういうチケット制でやっておると。そういうようなことで、ぜひ村の方でも検討して、利用しやすいような、また、高齢者、障がい者には住みやすい村というようなことで、お願いしたいと思うわけでございます。

それから、高齢者が運転免許証を返納したいけれども、返納後に生活に不安を抱えています。というのも、先ほどもあったけれども、村の中に商店がだんだん少なくなってくる。遠いところへ行けばアイシティとかビッグとか、そういうところまで買い物に行かなければいけない。

また、そこまで行く間に、やはり福祉バスがあるかもしれないけれども、そこまで行かなくてはいけないと、非常に生活困窮者が多くなっている。ましてや、高齢者が運転免許を返さなくてはいけないけれども、こういう状態では無理だねと。それについて、村として、サポートの窓口、また、支援活動というものは具体的にはしてあるのか、ということでございます。

それと、4番目でございますが、遊休農地活用について。これについては、先般、ビューティーヘルス事業ということで、アマニというものが非常にいいと。油がいいということで、そういうようなことでやっていこうではないかと。村の方の方向性がありました。それについては、遊休農地を利用して活用してやるということでございます。まして、それについては予算もつけてやっております。また、それについての進捗状況、どのようになっているのか。また、村の農家の人たちにどれだけ周知しているのかということをお尋ねいたします。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

○村長（百瀬 久君） 質問順位8番、西牧一敏議員の質問事項1「安心安全な村作りとは、」の質問にお答えをします。

まず、1番目のご質問の「交通安全、案内板の整備」についてであります。役場とトレーニングセンターとの間の安全性の確保については、ご存じのとおり、トレーニングセンター、図書館をご利用の方の駐車場はグラウンド南側に設けられておりま

すが、役場北側の村道を横断し、トレーニングセンターに向かう方もいるのは事実です。

役場東側の県道交差点には横断歩道があり、わずか100メートル足らずに横断歩道2カ所設置というのは現実的ではないかと思われませんが、注意喚起を促すような対策がとれないか、検討してまいりたいと思います。

次に「役場東の公衆トイレの案内板」については、役場東側の公衆トイレは県道塩尻鍋割穂高線に面しており、村内道路としては交通量の多い場所になります。

この公衆トイレは、県道の高さに合わせて設置されておりますが、スペースの都合上、道の駅や休息場のようにトイレの正面となる東側に駐車スペースとなる場所が確保できておりません。

現在の状態でトイレの案内表示を行った場合、道路構造等を把握していない方が車両を急に停止し、交通事故が発生することも懸念されますので、現状では案内版の設置は考えておりません。

続きまして「セブンイレブンより西へ抜ける農道と県道に突き当たる4差路へのカーブミラーの設置」については、この件につきましては、最初の横断歩道の件とともに、過日ヒアリングがありました地域づくり実施計画の折に、要望のあった箇所ではありませんが、ご指摘の十字路の南北道路はアルプスグリーンロードです。

この十字路の場所は松本地籍であり、カーブミラーを設置できるとしましても、設置する場所も松本地籍となり、道路自体も松本市が管理する市道となります。

村としましては、村外にこのような構造物が設置可能であるか、何かしらの制約があるのかなどを研究してまいりたいと思っております。

次に、2番目のご質問の「庁舎を中心とした、住みやすい村作り」についてであります。「役場の通りの開発」については、旧エーコープ跡地や旧アップルランド跡地については、撤退後不便になったとか、店の明かりが消えて暗いなどと防犯上の問題も指摘されています。

村の土地利用計画では、この地域を商業・流通系の業者が利用できるよう、業務系として誘導しています。現在のところ計画はありませんが、これからも土地利用計画に沿った業者を誘導できればと考えています。

「役場の通りの土地開発公社での計画的な村作り」については、土地開発公社による整備は考えておりません。

「便利なコミュニケーションの場」については、村のメインストリートの賑わいは

地域に活気があるということだと思えます。村の元気には、商工会の役割がとても大きいと考えていますので、これから考えていきます。

次に3番目のご質問の「高齢者、障がい者における住みやすい村」についてであります。 「介護タクシー利用時にチケット制の補助金」については、現在、山形村では歩行困難などの重度心身障がい者の方が村外の医療機関に通院する際に、タクシー利用助成の回数乗車券や燃料費の助成を行っております。また、村内の業者が福祉輸送サービスを本年度から開始をしております。必要に応じて紹介をしています。

高齢者の方を対象とした助成制度はございませんが、福祉バスの運行の見直しを今年度行っており、高齢者の方が利用しやすい運行計画を策定していきたいと考えております。

続きまして「高齢者の運転免許証返納後のサポート窓口や支援活動」については、村でも身体機能の低下などを理由に高齢者が運転免許証を返納したいなどの相談を地域包括支援センターで受け付けているケースがございます。

相談窓口は地域包括支援センターで行っており、ご本人と面談を行い、塩尻市の中南信交通安全センター等の相談窓口を紹介しております。

具体的な支援策は、現時点では村にはございませんが、福祉バスやコミュニティバス等の公共交通を紹介したり、その他自動車が運転できないことによる日常生活での不安要素について、きめ細かな相談を行うよう心がけております。

次に4番目のご質問の「遊休農地活用」についてであります。

「ビューティーヘルス事業の進捗状況」については、この事業名はビューティー&ヘルシー事業であります。

進捗状況であります。第1回の会議を8月2日に開催し、プロジェクト協議会を立ち上げております。委員はJA、商工会、生産組織の代表者など、顧問も含めて16名で構成されています。

この事業につきましては、国の地方創生加速化交付金を活用しています。協議会では、村の農業の活性化や遊休荒廃農地対策として栽培ができ、生産性のとれる農作物の研究をしています。今、健康食品として注目されているアマニ油、植物のアマについて栽培から加工等、調査を実施していく計画であります。

現在、村内の団体と村で試験栽培をしたアマを収穫し、それぞれ乾燥しているところであります。

今後につきましては、加工したものの成分分析や採算性について調査を行い、また、

合わせて村の特産品の長芋について全部位が有効活用できる加工品なども研究していく計画であります。

以上、第1回目の答弁とさせていただきます。

○議長（平沢恒雄君） 西牧一敏議員。

○8番（西牧一敏君） ありがとうございます。納得というのか、よくやってくださるということと、それからもう少し頑張っていたきたいなというようなことがございます。

まず、1番の交通安全と案内看板ということでございますけれども、今、村長、前回のときも同じことでお答えをいただきました。あそこは県道で交通量が多いと。あそこに止められると、交通渋滞が起こったり、非常に危ないということで、あそこに設置したけれどもということですが、果たしてあのトイレは何のためにあるのかと。よくテレビなんかでああいうような不思議なものがあるということで、よくテレビで紹介されますけれども、まさに山形村のトイレは非常にクエスチョンの多いトイレではないかと。

今後の方向性として、一体どういうふうにするのかと。危ない、危ないと言われていたトイレをあそこにいつまでも置いておいていいのか。それとも、新しく設置するのか。ましてや、村長は村を観光立村としてしたいというようなことから言ったときに、人間として一番大事なところなんです、やはりトイレというのは。

そういうことについて、私もあちこち旅行しますけれども、そのときにまずどこに行こうか。都会だったらデパートとか、そういうところに行こうかとか、いろいろと考えます。けれども、こういうところだったら非常にありがたい。けれども、それが使えない。使えないものがいつまでもある。これがおかしなことではないかと、このように思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 住吉総務課長。

○総務課長（住吉 誠君） 公衆トイレにつきましては、まず、非常に今、大分古くなっておりますので、バリアフリー化を中心にある程度障がい者にも優しいようなトイレにまず改修するのが第一と考えておまして、交通安全とか案内板につきましてはそれぞれの区分で取りまとめられました地域づくりの実施計画の際にも、いろいろな案内板とか交通安全関係の要望等ございますので、その中で、全体を含めた中でどういうものかということ、順次、進めていきたいというようなことで考えております。

○議長（平沢恒雄君） 西牧一敏議員。

○8番（西牧一敏君） ぜひ前向きに考えていただきたいと、このように思います。

それと、山形村というのは、緑あふれ、それから道祖神があり、非常に美しく麗しい村だと、このように思いますけれども、いかんせん看板が古くなっております。

実は、この西側、保育園のあそこの十字路ありますけれども、あそこに「山形村役場」という案内看板、でかいのがあります。その下に何か書いてあります。でも読めません。よく見ると「農業者トレーニングセンター」と書いてあります。けども、それも知っているからわかるのですけれども、ほかの人だったら全然わからない。

やはり、看板の整備ということは、きちっとしていくということが、この麗しき、美しき村ということの第一印象ともなりますので、ぜひそのところはそういう看板をチェックしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 住吉総務課長。

○総務課長（住吉 誠君） 先ほどもお答えしましたけれども、各区からいろいろな地域づくりの関係で案内板等の要望というのもございますので、全体の中で、あまりつけ過ぎますと、景観上悪いという面もありますので、総体的に考えた中で、順次、進めていきたいと思っております。

○議長（平沢恒雄君） 西牧一敏議員。

○8番（西牧一敏君） 昨日や今日、古くなったものではございませんので、早急にそのところは手を打っていただきたいと、このように思います。

それと、昨日、竹野入議員の方から質問があったのですけれども、通学路の危険箇所点検ということをやっております。それについては教育長の方から昨日、答弁がございました。

この中に、8月9日ですけれども、11日の市民タイムスにこのように載っております。「山形村通学路安全推進協議会は9日、PTA等に出された中から10カ所を選んで現場の状況を確認した」と出ております。

10カ所を選んだということなのですけれども、これについて非常にやはり危惧するところが10カ所だというふうになったと思っておりますけれども、教育長、その中で本当に懸案として、まず子どもの安全・安心を考えるならば、どのあたりなのかというような具体性があったら教えていただきたいと、このように思います。

○議長（平沢恒雄君） 根橋教育長。

○教育長（根橋範男君） 10カ所を点検したわけですけれども、主として交通量が多

くて、村内で幹線道路と言われている道路で、通学路となっている箇所を中心に10カ所を点検いたしました。

それぞれ出された箇所については、それぞれが通学路の安全を図っていかなければいけない箇所ということですが、特に県道の上竹田波田線御判形内の交差点ですとか、JAの南側の村道交差点については、確かに何らかの対応を早急にとっていく必要があるかなというふうに思っています。

いずれにしても、今月末にそれぞれの担当するところから改善策等の案が出されますので、その案をまたホームページ等で開示をする中で、今後の対応を具体的に図っていきたいと思っています。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 西牧一敏議員。

○8番（西牧一敏君） ありがとうございます。本当に、子どもというのは、村長もこの間、言っていました。村の宝で、今後村の中でこれだけの貢献をしてくださるか、ということからいったときに、しっかりとやはり守っていかなければいけないと、このように思いますので、ぜひ、優先順位はどうかわかりませんが、子どもたちが安心して通学できる、また、子どもたちが安心して遊びができるというような地域づくりをきちっとしていただきたいと、このように思います。

実は、この安心安全の中で、9月8日、防災の日、そのときに、とある常会長さんからこんなことを言われました。

もう十数年前ですけれども、新設した常会でございます。全く新しくできた常会なのですけれども、その入り口のところの川に子どもが落ちたと。幸いにして、そこを通った人に助け上げられたと。のり面が1メートル50ぐらいあるのですかね、あそこ深いのです。子どもでは1人だとどうしても這い上がることができない。たまさかそこにいた方が助け上げてくれた。

日常でしたらそれほど水がないのですけれども、昨日、今日あたりの雨の量から行くと、子どもが流されるほどの水量になります。

そしてまた、その道幅が狭いということで、車がそこで脱輪というのかつき落ちるといことが、そんなことがあるということで、非常に危ないと。だけでも、周りの人たち、みんな来た人たち、村外から来た人たちで、どういうふうにしていいのかわからないということで、ちょっとそんなことで話をいただきました。

安心・安全ということからいったときに、先ほど教育長さんから、やはり子どもの

通学路については点検をすると。事実、そこで川に落ちる子どもがいるということは、この山形村がいいと思って家を建ててきた人たちが、日々常々、不安な思いをして生活するというのは非常に申しわけない。

昨日も言っていましたけれども、竹野入議員が「おもてなし」ということを言っていました。この村にいる、また、この村をつかさどるといったときに、行政側として、皆さんが安心して安全、そしてまたその中には住みやすい村だなと、喜んでもらうのが一番だと思いますけれども、それについてどのようにお考えなのか。そういうところが多々ございます。

ただ一例として、そういうことでございまして、手がつかないというような話も聞いておりますけれども、いかがでしょう。

○議長（平沢恒雄君） 百瀬村長。

○村長（百瀬 久君） 今の、子どもが川に落ちて、近所の方に助けられたという話については、これは大変なことだと思っております。

やはり、安心安全な村ということの観点の中で、そういうことがないような形でみんな取り組んでいるわけでございますけれども、そういったところは確認し、対応していくというのが行政のあり方なものですから、それはそういう形でしていきたいと思っております。

また、おもてなしにつきましては、昨日も竹野入議員のときに言いましたけれども、やはり山形村が外から来ていただける人たちに対して本当にいい村であるように感じていただけるような形にしていくのが行政の仕事でありますので、ご指摘いただきましたようなことなんかは改善をしていく要素だと思っております。

それから、先ほどの、東側の公衆トイレにつきましては、私が就任した当時から、改造してくれというようなことも言われていましたことは事実であります。できた背景がどうしてあそこにあったかということは私はわかりませんが、あそこを使いやすいような形にしようというようなことは計画に上げて取り組んでいくことが、先ほどの総務課長の計画でございますので、ちょっと遅れていますが、ぜひ対応していきたいと。

それからさらに、看板につきましては、確かに古い看板もありますけれども、なかなか全部を、看板をつくり直すということは非常にお金がかかってできないことなのですが、できることからということで、昨年度、ミラ・フード館の前のところの山の日の事業のときの予算を使って看板を立てたというようなことで、変えられるところ

から変えていくというような作業はさせてもらっています。

そんな形で、村に対しての理解をしてもらうような活動をしていく計画でございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 西牧一敏議員。

○8番（西牧一敏君） ぜひ前向きに、早く、簡単と言っては大変申しわけないけれども、そんなに計画したり入札をしなくてはいけないような事例ではございませんので、早くにやっていただければありがたいと。

それと、セブンイレブンの東側でございますけれども、村と、それから松本市ということで、ここで区分けをしていますけれども、この平では広域というひとくくりのものがああります。それから言ったときに、やはりそれは、山形は山形、それから松本は松本と、このように分けるのではなく、広域としてお互いに協力し合うということは大切なことでございますので、忌憚なく松本の行政にも話をしながら、お互いに協働してやっていただきたいと、このように思うわけでございます。

それと「ビューティー&ヘルス」という、「&」をつけなくてはいけないということで、村長から今、ご指摘をいただきましたけれども、この中間発表、実はその中で、委託料540万というのが、予算が計上されています。ということは、それだけに、ここで見ると、創出事業の調査、委託料ということになってはいますけれども、今現在、どのような調査がされて、どういうふうに具体性があるのか、それについてお聞きしたいと、このように思います。

○議長（平沢恒雄君） 赤羽産業振興課長。

○産業振興課長（赤羽孝之君） 委託料で五百数十万円ほど計上してあるわけなのですが、それにつきましても、先ほど村長が申し上げましたとおり、アマニ、いけば加工したものの成分分析というようなことから、それから民間業者にお願いするような形になるかとは思うのですけれども、どのように加工していったらいいかというような、そんなことを委託に出せたらという計画であります。計画でありますので、全部が全部、委託料ということではありませんので、この予算の中で、最終的には長芋も含めて有効に使えるようなことを研究していくということなものですから。

国の予算が100%の補助であります。そんなこともあるものですから、なるべく有効な予算の使い方をしまして、最終的には遊休農地に対して何か活用ができるというようなことを考えておりまして、ただ、なかなか遊休農地に栽培ということも含めて、難しい部分でありますので、まだまだ研究をしていかなければいけないというよ

うには考えております。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 西牧一敏議員。

○8番（西牧一敏君） よくわかったような、わからないようなということですが、100%これは補助だということ、いいのですけれども、ただ、補助金だからどういうふうなことで、どう使われるかということについては、あまり詳しいことは聞いておりません。

だけれども、ここに出ているとおり、予算が540万円計上されているというは、村の方々にしてみても、この事業に対してどれだけ今進んでいるのか、実効性があるのか、また、村の将来における基幹産業になっていくのか。こういうことが非常に興味のあることだと思います。

というのも、実は、農家の方々、また6次産業で一生懸命やっている業者もごいます。そういう中で、やはり日々、一生懸命やっております、生産、また収入、これについては自分たちの責任として、非常に困難きわまる所もやっております。

けれども、ここへ行くと540万円が調査料として計上されている。いいなあ、幸せだなあ、うらやましいなあということになるわけでごいまして、それについてはやはり前向きに、一生懸命、これはもう100%助成だからというだけではなくて、やはりしっかりとそれがわかるような使い方、また村の将来性を見据えたやり方であるということをしつかりと見せていただきたい。それについては、やはり広報活動というものが必要だと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 百瀬村長。

○村長（百瀬 久君） この仕事は今年の防災行政無線と同じく、目玉の仕事であります。

というのは、やはり未来に向かって行くことということで、目的は荒廃農地の対応につながるということもあるのですけれども、長芋が廃棄されている何%、何十%かの部分を活用できることによって、さらに、せつかくある、効用ある長芋だから、捨てられる部分も使えるのではないかと、こういう発想が非常に加速化交付金の事業に対して審査をされている皆さんたちにとっては真新しいというか、地域をつくる元気な要素というふうにつまみ取られて交付されたというふうには私はお聞きしています。

今回の加速化交付金は、政府は地域が元気になるために相当力を入れて出したやつなものですから、地域からもそういうような意見を盛り上げて、それもどこにもない、

同じようなことではなくて、新しいものにつけるといふ、こういうような予算だったわけです。

そこに持ってきて、アマ自体が、本当に、カナダとか北海道とか、一部の産地しかできないもので、なおかつ荒廃農地に撒いたときに実っていくだろうと。その製品は健康食品として、アマニ油として、いろいろな健康の油が出ていますけれども、その油以上にいい要素、オメガ3というのですけれども、そういう要素を持っているというようなことが言われているわけです。

でも、本当にこれができるかどうかというのは、松本地域においては寿の内田地区のところで栽培されたという実績があるものですから、その方との情報交換をしながら、山形村の役場の一部と、それから一般の人たちの、一緒にやってくれています皆さんのところの畑で栽培をして、収穫をして、今、脱穀をするのを待つと、こういう状況なのであります。

しかし、役場の畑は一旦刈り取りをしたのですけれども、さらに整地して、2回目を撒いて、今、このくらい芽が出ております。大体のアマの成長期間は120日と言われてますから、4カ月ですね。だから、今からやっても12月になるということでもありますけれども、そういう2回目の収穫ができるということは非常にいいなと思うけれども、このまま寒さの方が来ますので、収穫ができないとしても、荒廃農地で草むら、草だけだったところに花が咲くだけでもきれいではないかと。私はそういうふうに言っていて、1回目は収穫しても、2回目は花を見るというようなことでも、山形村、きれいになるだろうと。そういうことでは非常にいいなと思っていますが、今、そういうようなことの調査を始めています。

それで、先ほど言われましたお金は、長芋も、それを粉碎にして、そのところを粉にしたりパウダーにして確認したり、それが何か長芋の料理に使えないかというようなことの調査に入っています。それを実際にお願ひする民間の業者の方たちに支払うお金だとか、それからさらに、これからどういふような具体的に研究するための成分を分析しなくてははいけない。また、アマの残った茎は麻のように使えると言われてるし、それから根っこは漢方に使えると、こういうふうに言われているのですけれども、そういうようなものの研究にはお願ひをしなければいけないということになるとお金がかかるだろうと。そうはいっても未来に向かっての研究だから、そういうものを山形村がやって、こういうような形の成果が出ましたよということには、今年の活動としては非常にいい活動だなと行って、私は期待をしています。

今の段階では、アマの栽培は2回目です。それから、外のお願いをしましたグループの皆さんの状態は、今、はげ掛けをしまして、これから脱穀をすると、そういうところでは。

そこから出ました実は、当然、油を搾ってみるとか、油を搾らなかったとしても、ごま塩にするだとか、何かそういうような形の健康食品に出来ないかという、その考え方はあるものですから、やってみると言うことが当然これから行われてくるところですけれども、そんな形の事業に発展していきそうだという、そういうことをちょっとお話をしております。ご理解ください。

○議長（平沢恒雄君） 西牧一敏議員。

○8番（西牧一敏君） 詳しい話、ありがとうございます。ぜひそれが成功して、村の産業、また遊休農地の解消につながればと、このように思うわけでありませう。

時間が時間ですけれども、もう1つ、最後ですけれども、16名の委員で第1回目の会議が行われたと、このように聞きましたけれども、その会議の中から、どのような意見が出たのか、特筆するような意見がありましたら、お聞かせ願いたいと、このように思います。

○議長（平沢恒雄君） 赤羽産業振興課長。

○産業振興課長（赤羽孝之君） 特に意見という形ではなかったのですが、その目的ですけれども、長芋についてはやはり廃棄する部分の活用ということなものですから、非常に今までもJA等が研究してきた中でも難しいのではないかとというようなことも言われましたし、アマについても、やはり健康食品という形での生産性という部分を見ると、なかなかそれについても、この辺でも栽培していないということがあつたものですから、それも非常に難しいという、そんなような意見が出ました。

ですので、この研究自体も、どこまで成果が出せるかわからないのですが、なるべく結果が出るように、また、村民の皆さんにも公開しながら対応はしていきたいというように考えています。

○議長（平沢恒雄君） 西牧一敏議員。

○8番（西牧一敏君） どうもありがとうございました。要は、周知徹底と。周知するということが一番大事なことだと思いますので、これからはどんどん発信をしながら、その中からいろいろな意見を聞いて、よりいい方向に進めていただきたいと、このように思います。

まだちょっと質問したいことがあるのですが、時間的に、以上で第1回目の

質問を終わりにします。

○議長（平沢恒雄君） 西牧一敏議員。次に、質問事項2「山形村地域防災計画の実効性と周知度について」を質問してください。

西牧一敏議員。

○8番（西牧一敏君） 2番目の質問ですけれども「山形村地域防災計画の実効性と周知度」ということで、ここに皆さんご存じだと思っておりますけれども、こういう計画書がございます。

この中に事細かく出ております。災害の起こったとき、それから復旧にはどういふふうにしたらいいのか、また、それぞれのボランティアがどういふ動きをしたらいいのかと、本当に細かく出ていて、これを読んでいったら、この村は防災に関しては安心だなと、このように思いますけれども、ふと不安がよぎったのは、果たしてこれが実効性があるのか。また、村民に対して周知しているのか。やはりそのところが一番大事なことであって、つくればいいということではないということで質問をいたします。

それについて、第9節。この中に、1節から9節、ご存じだと思いますけれども、あります。その9節には何と書いてあるかと言ったら、「災害時要援護者計画」このようにまず載っております。そして「村内の地理に不案内な観光客等に対しても、緊急時の避難方法及び避難場所等を周知する必要がある」。つけ加えるならば、アパートや連絡班に加入していない家庭や個人の村民は、災害時の行動について知らない人が多い。避難場所等がわかりやすく掲示する必要があると思うけれども、それについてはいかがかと。

これについて、本当に、山形というのは看板が少ないですね、本当に。災害のときにはどうしたらいいかという。よく見て行けば、電柱なんかこうありますけれども、あんなの車だったらすっと通って行ってしまっ、わからないというようなことがありますので、そのところも非常に重要だと、このように思っております。

それから、今般の災害の事故の中で、区とかそれぞれの常会に未加入者に対してのアクションもかけてくださいました。非常に、小坂にしてみれば興味というか心配ごとを持っている方が多いものですから、そういうところで協力してくださる方も多々おりました。しかしながら、まだまだ周知していなくて、どうしたらいいのかということで、不安に思っている方が結構おります。

それと、第3番目ですけれども、第15節には、給水計画というのがありまして、

そこにはこのように書いてあります。「住民等による予防対策における、自家用井戸等の維持に努める」とあるが、村内には使用可能な井戸は何基あるのか。また、井戸の活用における村民の周知度はどうであるのか。ということで、この計画書に載っております。この間、ちょっと聞いたときに、地震が起こったら井戸なんて潰れてしまうから、使い物にならんというようなご意見もいただきましたけれども、でもまあ、この計画書にはちゃんとこういうふうに記載しております。

村民は、そういうようなことで心がけてくださいよということでございますけれども、これについても注意喚起をやはり村の方からしないと、わからないわけでございます。また、井戸がどのぐらい使用できるのか、ということの調査もしなくてはいけないと、このように思います。それについて、今現在、そのように行われているのかどうか、これについて質問します。

第4番目ですけれども、第33節にはこのようにあります。「企業防災に関する計画」ということで、企業における、自主防災組織の確立の推進は。又従業員、お客様、入居者等の安全確保対策、安否確認対策の推奨はされておるのか。また、各企業、施設、商店における防災マニュアル作成を推奨しているのか。

実は、村外の方も村内に住んでいる方もおられます。ここに籍がある人たちはすべて村では把握できているはずでございます。しかし、ここに住所のない方が村内に暮らしているとしたら、全くそこは欠如してなくなっているわけでございます。それについては、早急に調べていただいて、やはりその人たちも応援、また救助の対象となるはずでございますので、具体的に進めていただきたいと、このように思います。

それから、それぞれのところに防災マニュアルがあるかどうか。というのは、実は、それぞれ区においては防災活動ということで、自主防災で一生懸命やっておられます。それぞれの区で考え、住民のこと、また区民のことを考えてやっておりますけれども、企業においては不特定多数の方々がおられると。ましてや商店なんかはたくさん集まっているときに災害がある場合もございます。そういうときにはどうしているのか。こういうこともやはり把握をして、やはり指導、またそれについて助言もあるべきではないかと、このように思います。

それから、第5編。3節から一番最後の方にありますけれども、5編ですけれども、資料編の8の1に村内建設業者との契約を結んでおります。これについては災害があったときには率先して出て、災害復旧をしてくださいよということで載っております。

しかし、もっと大事なものは、その災害があった後、復旧をするときに、やはり大事

なのは何かというと、建築業者、電気関係、設備屋、それから建設部材製造業等も防災計画には協力が必要ではないか。その文言もぜひ入れてもらいたい。

また、その中から情報交換をしながら、いざというときにしっかりと協力体制ができるようにしていくのがベターではないかと、このように思うわけでございます。

それから、6番目でございますが、防災計画は内容も具体的でわかりやすいと考えるが、読み解くには時間がかかりすぎる。これをそれぞれが、村民の方々一人一人が全部読んでくださいと言っても、まず読めない、読まない、時間がない。この中には本当に自分たちがどうしたらいいかということまで入っている。けども、それについてもなかなかできない。

それから言ったときに、防災条例により村民、企業、商店、福祉関係等にわかりやすく行動しやすい、安全安心な条例と考えるが、策定する考えはないのかということ、実はもう既にそれぞれの市町村ではございます。

ここに一例として、相模原市の防災条例というのがございます。これぐらいでございます。この中で見ると、自分たちがどうしたらいいか。また、災害のときにはどうしてください。また村の方、また町の方から、市の方から、注意喚起もできるということになるわけでございますので、やはりこういうものが各所があれば、ちょっとばらっと見ることもできます。「あ、そうだな。こういうことだな」と。9月のときの防災訓練のときも、こんなを見ると、「ああ、そうか。こんなふうにしなくちゃいけないんだな」ということもわかると思います。

やはり具体性をもって、この防災ということについて、まず行動に移していかなかったらいけないのではないかと。こういうものをつくってあればいいと。

しかしながら、その中にもう1つあります。何かというと、10の1のところに、村内物資調達可能品名の数量、それぞれの企業と確認はとれているのかということで、見ると、アップルランドはもうございませぬけれども、これはまだ載っております。ここに載っているけれども、ここにちゃんと、何年何月に差し替えとか、見たとか、載っているわけですね。多分これ、委託業者がやっていることだと思いますけれども、まずこれを村の役場の職員の方々が目を通して、「いや、ここ、違うんじゃないか」ということで指摘をしてください。そうではないと、これがいざというときに効力がない。ただつくりましたということになるのですけれども。

以上のことについて、よろしく願いいたします。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

百瀬村長。

(村長 百瀬 久君 登壇)

○村長(百瀬 久君) それでは質問事項2「山形村地域防災計画の実効性と周知度について」のご質問にお答えします。

まず1番目のご質問の「災害時要援護者計画に係る避難方法や避難場所等の周知」についてであります。村では先日実施しました地震総合防災訓練でもアパートや連絡班未加入世帯の方にも参加していただくことができました。

避難場所等を掲示することは大切なことだと思いますけれども、まずはこういった取り組みを通じて周知していきたいと思っております。避難場所の掲示につきましては、予算、設置場所の選定等必要になると思われまして、検討していきたいと思っております。

次に、2番目のご質問であります。平成24年に県より、緊急時に円滑に応急仮設住宅の建設を行うための建設候補地の選定があり、山形村ではトレーニングセンターグラウンドに64戸の応急仮設住宅が建設可能ということになっています。

次に、3番目のご質問についてであります。村には使用可能な井戸は、飲料用として使用していると思われるものは6件ですが、1件は現在居住されていないので、実質は5件です。

井戸の活用における住民の周知度は、井戸の所有者に対して、状況調査等を行っていませんので、周知度の把握はしておりません。

次に、4番目のご質問であります。ご質問いただきました各種の推進や推奨について行ってはおりませんが、重要なことと思っておりますので、企業と連携しながら進めていきたいと考えております。

次に、5番目のご質問であります。いろいろな分野の企業の皆様の協力は必要と考えております。村内の物資調達可能品名別数量は、それぞれ確認はとれています。

次に、6番目のご質問についてであります。条例を制定しますと、災害が起きたときに縛りに捉われ、融通がきかなくなってくる部分も出てくると思っておりますので、現段階では防災条例の策定については考えておりませんが、研究していくことだと思っております。

以上、第1回目の答弁を終わります。

○議長(平沢恒雄君) 西牧一敏議員。

○8番(西牧一敏君) 第2番目の12節のところ、答弁していただきました。ありが

とうございました。トレセンのグラウンド使用ということで、まず六十数基ということになってはいますが、やはり心配するのは熊本のような地震、局地的な災害ということについては、多分ここでもいいかもしれません。だけれども、これから大きくああいふうな広域にわたる地震というようなことが起こったときに、果たしてこのトレセンだけでいいのか。

というのは、ここにも計画書に載っています。ちゃんとそれは整備しておけというようなことで載っております。整備して、ここですよということだけでは、この最大な災害があったときには対処できないということが事実でございます。

そこから言ったときに、やはりもっと具体性のある方向を考えていかななくてはいけない。仮設住宅をどこに建てるか。6区ありますけれども、それぞれの区においてどこにあったらいいのか。どういうふうにしたらいいのか。小坂は小坂、上大池は上大池で、やはりそこで収容しなくてはならないということは多々ございます。現実問題、そうでなかったら収容できないはずでございます。

そういうことも考えてやっていかなければいけないということですので、それは近々にまた検討をしていただいて、一筆加えていただければありがたいと、このように思います。

それから、井戸については数カ所、6カ所ですか、あるということでございますけれども、もうちょっと精査していったらあるはずでございます。

というのは、実は私の家の前のところの小林さんというお宅なのですが、井戸がございまして、でも、それは潰したことになっていて、私もないかなと思ったら、息子さんが「日照りのときには家の井戸にポンプを入れると、幾らでも水が出てくるんだ」と言っている。「なんだ、これ使えるんだ」と。そういうところも多々あるのですよ。

そういうことから言ったときに、まず住民の方々に井戸があるのか、使われているのか使われていないのか、昔あったけれどもここにあるのだ、そういうようなこともやはり具体的に追跡調査をして、具体性を持たせていったら、余計そこに防災ということに対する構えが具体化され、安心安全の村作りになっていくのではないかと、このように思います。

それから、本当に心配しているのは、村民の方々が今どこにいるのかということも追跡調査でこの防災訓練のときにやりました。いるかどうか。それはいいのですが、けれども、本当にこの村外の人たち、ましてや観光ということで来た人たちは、全然それ

については名簿には載ってきません。

実を言うと、これ、東北の震災のときも大分亡くなっているはずですがけれども、それも行方不明。それぞれの外国の人たちなんか死んでも、その外国から問い合わせがないといったら、それでおしまい。それから、熊本でも然り。

そういうことから言ったときに、やはりそれが全部なくせというわけにはいかないですけれども、少しでもそういう犠牲になった方々をお返しする、また、連絡を受けたりできるという形も考えなくてはいけない。ましてや、それぞれの施設に入っている方々が全部、この村の住所になれということは無理でございます。というのは、保健福祉課の方で以前こういうことを言われたことがあります。「あまり山形に住所を持ってくると、介護保険料も高くなるから、ちょっとね」と、まあ無理だとは言いませんけれども、「ちょっとね」というところで言われました。

そういうことから言ったときに、実は村外から来ても、そのまま現住所のままいるという方がおります。そういうことについて、村は今後、どういうふうに対応していくのか、対処するのか。そこも具体的にお聞かせ願いたいと、このように思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（平沢恒雄君） 堤保健福祉課長。

○保健福祉課長（堤 岳志君） 西牧議員のご質問にお答えします。介護保険の認定を受けている施設利用に入居されている方ですが、山形村では特別養護老人ホームピアやまがた、あと、介護保険の事業認定を受けている施設でいきますと、入所系はピアやまがただと思います。ピアやまがたについてはご住所を移していただいても、介護保険の施設がある市町村の給付費が上がらないように、住所地特例制度というものがございますので、仮に松本市の方が山形村に転入されても、給付とか保険者は引き続き松本市ということで、住所は山形村に移していただいて実態把握ができますので、その辺は問題ないのですけれども、中にはいろいろな施設のサービス内容も変わってしまして、有料老人ホーム的な施設ですとか、グループホームとか、そういう部分については実際的には住所を移さずに入居されている方がいらっしゃいます。

各施設でもそういう防災対策等の避難訓練等もやっておりますので、その辺は各施設の方にはぜひ地域の防災、区ですとか消防の方もぜひ避難訓練等交えていただいて、その施設の実態を把握していただいた上で、有事の際は協力していただくような指導をしておりますし、また、有料老人ホーム等についても、県の指定等はい

ただくと、住所を移しても住所地特例というような制度がありますので、その辺もあわせて進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 西牧一敏議員。

○8番（西牧一敏君） 具体的に説明していただき、ありがとうございます。ぜひ、そういうようなことを知らないということもあります。ましてや、そういうことで指導をきちっとしていただければ、もっと安心して村に住んでいただいたり、また村のこの住所にきちっと移して、ここに住むということにもなります。

行政の中でいったら、今のようなことできちっとできるわけでございますけれども、先ほど言った一般のところにおいてはなかなかそこまでいかないところがあるというのは認識しているはずでございますので、ぜひそのところは、早急とは言いませんけれども、この防災訓練のときに、家の方にも住民課長さんが来てくださって、聞き取り調査をしてくださいました。そうですね。

そういうようなことで、少しずつながら情報をキャッチしているところがあります。それと同時に、この防災訓練というのは形だけではない。防災というのは形だけではないというのは、もう村長の答弁の中から重々に伝わってきます。

けれども、具体性をもうちょっともってやってもらわないと困るわけでございます。その中から言ったら、先ほど言った防災条例ということも前向きに検討するというような形ですけれども、ぜひ形にして、村民の方々が安心安全というよりも「住みやすい村」これは実を言うと、まだまだ住みやすい村には行き着いておりません。空家のこともございますし、数えればきりがありません。

けれども、それを1つ1つ実行していくということ。実行性があるこそだと思います。やはりそのところがまず初心に帰るということが大事なことだと思います。まずできたからいいのではなくて、初心に帰りながら、まず1つ1つ、これで本当にいいのかということ、時間をかけてでも納得のできる、村の人たちが納得できる、また「本当にありがたい」「この村に住んでよかったな」と、このように言われるような村作りを、村長にぜひしていただきたいと。次期に続投ということから言ったら、これはぜひのぜひがついてのぜひでございます。そのようなことで、まず村民第一として考えて、村政を行っていただきたいと、このように思います。

以上をもって質問を終わりにしたいと思っておりますけれども、村長、最後に一言、い

ただけますでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 百瀬村長。

○村長（百瀬 久君） 大変貴重なご提案とご指摘をいただきましたので、そのように努めるような形をしてみたいです。

○議長（平沢恒雄君） 西牧一敏議員。

○8番（西牧一敏君） ありがとうございます。

○議長（平沢恒雄君） 以上で西牧一敏議員の質問は終了しました。

◇ 増 澤 武 志 君

○議長（平沢恒雄君） それでは、質問順位9番、増澤武志議員の質問を行います。

増澤武志議員、質問事項1「業務継続計画の作成について」を質問してください。

増澤武志議員。

（7番 増澤武志君 登壇）

○7番（増澤武志君） 議席番号7番、増澤武志です。今回、防災にかかわる問題として、業務継続計画について質問いたします。

その前に、先ほどもございましたが、8月、9月と、複数の台風が上陸し、洪水による被害が発生した北海道・東北地方の被害者の皆様にお見舞いを申し上げますとともに、一刻も早い復旧・復興を願うものであります。

それでは「業務継続計画の作成について」という質問をいたします。

内閣府は「市町村のための業務継続計画作成ガイド」これは27年5月ですけれども、ガイドで、災害時に行政自らも被災し、人、物、情報等、利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務、これを非常時優先業務といいます。これを特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等あらかじめ定める計画である、としております。

しかしながら、作成済み団体は全国で36.5%、県内では27年12月1日現在の総務省消防庁資料によりますと、7市1町1村、11.7%であります。いずれにしても、全国平均を大きく下回っているという状況です。5年前の東日本大震災、4月に発生した震度7の熊本地震と、いつ起こっても不思議ではない状況の中、災害対策上大変重要な計画であると考えております。そこで質問いたします。

質問1 本計画の必要性について、村の基本的考え方を伺う。

質問2 本計画と村の防災計画との関係をどのように整理し位置づけるのか。

質問3 作成について国の指針が示されているが、その中身はどのようなものか。

質問4 県からの指導があると推察するが、どのようなものか。また村はどのように対処するのか。

質問5 計画は喫緊の課題と考えるが、いつを目途として作成するのか。

以上、通告に基づいた1回目の質問といたします。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

○村長（百瀬 久君） それでは、質問順位9番、増澤武志議員の質問事項1「業務継続計画の作成について」の質問にお答えします。

まず、1番目のご質問の「本計画の必要性について、基本的考え方」についてですが、業務継続計画は、行政が被災し資源制約下であっても、災害対応等の業務を適切に行うためのものであり、あらかじめ策定することが必要だということは十分承知しております。

次に、2番目のご質問の「本計画と村の防災計画との関係との整理、位置付け」についてですが、現在、防災計画の中で直接業務継続計画について触れていないと思われま

す。今後、防災計画の見直しの際に、村の実情に合わせて、整合性を図っていきたいと思っております。

次に、3番目のご質問の「作成について国から示されている指針の中身」についてですが、業務継続計画の策定にあたって、必ず定めるべき特に重要な要素について、次の6要素があります。

- 1つ、首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
- 2つ目、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- 3つ目、電気、水、食料等の確保
- 4つ目、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- 5つ目、重要な行政データのバックアップ
- 6つ目が、非常時優先業務の整理

の6要素について、あらかじめ定めておくものとされています。

次に、4番目のご質問の「県からの指導と村の対処」についてですが、この

計画の策定は、全国的にも低位な傾向にあります。県からは人口が1万人に満たない小規模な市町村であっても策定してほしいとありました。

長野県内で策定している市町村は平成27年12月1日現在で77市町村中9市町村となっています。

山形村でも、今後、策定に向けて調整をしていきたいと思っております。

次に、5番目のご質問の「計画作成の目途」についてであります。小規模な町村は職員の数も少なく、策定に必要な人員や人材不足、策定に必要な知見がないという状態ですが、策定に向け、検討を進めている状況であります。

以上、第1回目の答弁とします。

○議長（平沢恒雄君） 増澤武志議員。

○7番（増澤武志君） ただいま、それぞれご回答いただきました。それでは1つ1つ確認していきたいと思えます。

本計画の必要性について、これは必要だというふうに認識をしているという回答がございました。

重複しますけれども、業務継続とは何かというのが一番やはりそれぞれの方が頭に入れておかなければいけないことなのですが、先ほど申し上げましたとおりであります。業務継続計画とは、災害対応の業務と通常業務の中で優先度の高い業務を非常時優先業務ということで選びます。災害発生から時系列でその業務の実施時期を定め、優先業務を選び、さらに実施時期までを策定するという計画であります。

これにつきましては、東日本大震災、それから熊本地震の教訓がございました。庁舎が倒壊寸前になってしまった。あるいは職員自身が被災して出勤できない。また、コンピュータシステムがダウンしてしまって情報システムが利用できない。電力が回復しない。通信網が切れてしまった。このようなことが起こります。こういった限られた資源の中で、どの業務を優先し、住民に提供するか。これを決めるわけです。その目標時間等を決めるというものであります。

従いましてこれは、地域防災計画がここにあります。先ほどの質問もありましたけれども、これに全く載っていないのではないかと思います。

この点については必要性は認識しているという回答をいただきましたけれども、改めて村長に必要性の認識について回答を願います。

○議長（平沢恒雄君） 中村副村長。

○副村長（中村俊春君） この業務継続計画でございますけれども、一番、何かあった

場合にこれがないと動き出せないということをごさいます、この必要性については当然理事者としても承知をしております。

できるだけ早くということをごさいます、目途につきましては何とも申し上げませんが、少ない職員体制の中で、先ほど村長が答弁で申しましたように、知識も少ないということもごさいますけれども、そんな中で、委託してできるものならして早くということもごさいますけれども、いずれにしても県内でもまだ9市町村ですか、ということをごさいます。

私も松本市さんの計画を見させていただきました。松本市さんでは平成26年2月に既につくってあるということをごさいます、事細かくつくられております。それらも参考にさせていただいて、できるだけ早くというふうにはごさいます。

○議長（平沢恒雄君） 増澤武志議員。

○7番（増澤武志君） ほかの市町村なども見ているということで、恐らく同じものを多分見ているのではないかと思いますけれども、ぜひともこれにつきましては必要性の認識を理事者、それからここにおられる課長さんたち全員がやはり共通認識として持っていただきたいと思ひます。

それから質問の2番目であります、先ほどから言ひます地域防災計画、これと業務継続計画との関連性であります。

村長の答弁では、この地域防災計画にない部分について、実情に合わせて補完するものだというごさいます。それでは具体的にどのようなことが補完されなければいけないかということについてお伺ひをいたしします。

それぞれの計画の趣旨であります。

地域防災計画、これにつきましては、発災時または事前に実施すべき災害対策や役割分担等をあらかじめ定めるといふ計画であります。

それに対して業務継続計画といふのは、発災時の限られた資源、これは人、物、そうごさいます。限られた資源をもとに、非常時優先業務を目標とする時間、期間までに実施するといふ計画であります。すなわち、何を、誰が、いつまでに行うかといふのを決めるのが業務継続計画であります。

そこで伺ひますが、具体的に伺ってまいります。行政が被災した場合について、地域防災計画ではどのように想定しているか。いかがでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 住吉総務課長。

○総務課長（住吉 誠君） 村の防災計画の中には、具体的には書いてないかと思ひま

すが、先ほどの西牧議員のご質問の中にもあったのですけれども、今回、防災訓練等ありましたし、あと1月29日の雨氷災害のときに村で対策本部等を設置した中で対応させてもらった中で、いろいろな反省点がございまして、防災計画を大きく見直さないことには実際に合わないという点がありますので、今回、防災計画も見直す中で、この業務継続計画について、6項目について非常に重要なことだと思いますので、これも含めた中ですべてを見直して、少しでも災害等に早急に対応できるような体制をとらないことにはまずいかなということを感じております。

○議長（平沢恒雄君） 増澤武志議員。

○7番（増澤武志君） 具体的には地域防災計画には行政の被災については想定してありません。全く想定してありません。全職員が定時に出勤して仕事をする前提でつくられたのがこれです。こんな状態で、非常時、回るとは思えません。唯一書いてあるのが、「役場が被災した場合、保健福祉センターに対策本部を置く」というふうに記載がございまして。

しかしながら、庁舎、職員、職員自身の被災もあります。それから庁舎の電気、通信、一番大事な行政データでございまして、その被災をやはり想定しないとまずいと思います。そうでなければ、本来の意味での地域防災計画が動かないということです。これは、先ほどの熊本地震のときの南阿蘇村ですか、全く一般業務ができなくなってしまったということがございました。

それから次に行きます。業務時間とか目標時間については、これについては設定してありますでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 住吉総務課長。

○総務課長（住吉 誠君） 業務時間というのは災害にかかる……。

○7番（増澤武志君） 復旧までの目標とか。

○総務課長（住吉 誠君） そういう具体的な時間的なものについては、しっかりしたものはないかと思えます。

○議長（平沢恒雄君） 増澤武志議員。

○7番（増澤武志君） そのとおりです。これには目標時間等、全く想定してありません。従いましてどのようなサービスがいつまでにとということがないものですから、職員はどのように、いつまでに動いていいかということがまずわからない。

それからもう1点質問しますが、職員の飲料水や食料の確保、これについてはいかがでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 住吉総務課長。

○総務課長（住吉 誠君） 職員ということで限定しておりませんが、役場にはある程度の非常時にかかわるようなものを備蓄をしてあります。

○議長（平沢恒雄君） 増澤武志議員。

○7番（増澤武志君） 村民一般の備蓄品の中だと思います。その中で、恐らく村民に配って余ったらということだと思いますけれども、地域防災計画の中では、職員の食料、飲料水等については全く想定してございません。この想定をしろというのが業務継続計画の中身であります。

それでは、質問の3にありました、国の指針が示されたということであります。

国の示した作成ガイドというのはこれです。内閣府が平成27年5月に作成をしました。これにつきましては、人口1万人以下の小規模自治体向けにつくったものであります。これはちゃんとした様式がございまして、そこに記入していけばガイドができるようになっています。どこの市町村もこれを見て行けばできるのです。

先ほど、村長が重要な6要素についておっしゃっていただきました。1つ質問しますが、首長不在時、明確な代行順位及び職員の参集体制ということが6要素の1つにございましたが、村長不在時の順位をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 住吉総務課長。

○総務課長（住吉 誠君） まず第一が副村長でございます。次が総務課長ということになっておりますけれども、それ以下につきましては、村の方で規則等が定められておりまして、給料の高い順ということになっておりますけれども、非常時につきましては、村の方で第1次招集体制というのがありまして、第1次招集体制の中では、副村長、総務課長、それから建設水道課長、産業振興課長ということになっておりますので、非常にこういう災害時につきましては、副村長、それから総務課長、建設水道課長、産業振興課長というような順位でやるのが適当かなということでは考えております。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 増澤武志議員。

○7番（増澤武志君） ありがとうございます。これは明確に定めておかないと、誰の指示を得ていいかわからないということになりますので、これにつきましても明文化をしていただきたい。これをつくるときには当然、明文化されますので、お願いをしたいと思います。

あと、電気、水道、食料等の備蓄確保というのがございますが、停電時の対策であります。役場庁舎の非常用発電機の稼働時間についてはいかがでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 住吉総務課長。

○総務課長（住吉 誠君） 時間的には何時間ということは把握していませんけれども、燃料が切れるまでというようなことで、すみませんが、時間は把握しておりません。

○議長（平沢恒雄君） 増澤武志議員。

○7番（増澤武志君） おっしゃるとおりだと思いますけれども、それでは困りますので、これにつきましては燃料タンクの容量等で計算をして、発電時間をきちんとあらかじめ把握しておくということが前提かと思います。これがなければ恐らく庁舎の機能は全く果たせないというふうに考えております。

それから水の確保、食料の確保等につきましては、このガイドに示してあるのは「職員の3日分については備蓄しろ」と書いてございます。ですから、3日から1週間分を確保しろというふうにガイドには載っておりますので、そのような方向でお願いしたいと思います。

それから、災害時にもつながりやすい通信手段の確保という項目がございましたが、具体的にはどのような通信手段があるか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 住吉総務課長。

○総務課長（住吉 誠君） 具体的ですけれども、今、整備しております防災行政無線が今後、大きな活用になるかと思えます。あと、電話、ファクスと、それぞれの災害に応じて使えないようなケースも出てきますので、本当に無理なケースも出てくるかと思えます。

それから、昨日の一般質問の関係なのですが、今、有線放送の関係の1戸1戸にある告知放送につきましても、本当にもう限界だというようなことで、速やかに更新するような計画を立てておりますので、少しでもそんなようなことも速やかに対応した中で、もしまた別のいい通信手段等があれば考えていきたいというようなことで思っております。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 増澤武志議員。

○7番（増澤武志君） 非常時に使えるものというと、今、防災無線しかないということでしょうか。通常の業務用の無線等、ないのでしょいか。

○議長（平沢恒雄君） 住吉総務課長。

- 総務課長（住吉 誠君） 先般の防災訓練のときも使用しましたけれども、それぞれ、携帯無線等それぞれ活用できるかと思います。
- 議長（平沢恒雄君） 増澤武志議員。
- 7番（増澤武志君） わかりました。これに関しましても、複数、しかも確実なものを用意するというのが肝要かと思います。
- それから、一番重要な問題をお聞きしますが、行政データのバックアップの件であります。これにつきましては、住民基本あるいは介護保険の関係等々、重要なデータがそれぞれ担当が持っていると思いますけれども、それぞれのバックアップ体制はどうなっているのか。役場や保健センターのコンピュータが動かなくなった場合、どのようにするのか、お聞かせ願いたいと思います。
- 議長（平沢恒雄君） 住吉総務課長。
- 総務課長（住吉 誠君） すみません。それぞれ住民データ、介護保険データにつきましては、担当課長が詳しいかと思しますので、それぞれお願いしたいと思いますが。
- 議長（平沢恒雄君） 堤保健福祉課長。
- 保健福祉課長（堤 岳志君） 介護保険の保険料等の賦課データ、給付データ等につきましては、庁内一括の電算のルームスというシステム、ルームドットネットというシステムを使っておりまして、サーバーの方は役場の庁舎の方にすべてそちらの方に入っております。
- すみません、私もしっかり把握していないのですが、恐らく電算本社でもバックアップはとれているのではないかと思います。
- 以上です。
- 議長（平沢恒雄君） 塩原住民課長。
- 住民課長（塩原美智代君） 住民基本台帳関係のデータについてですけれども、処理をされた当日夜間の12時以降にバックアップデータが作成されて、電算の方で保存されるというか、バックアップデータが作成されるという方式でございます。
- 議長（平沢恒雄君） 篠原税務課長。
- 税務課長（篠原雅彦君） こちらの方で有事の際におきましては、電算の方にクラウドという形で、データについてはバックアップされているということなので、もしこちらの方で建物が潰れたとしても、データについては生きているという認識であります。
- 議長（平沢恒雄君） 旗町建設水道課長。

○建設水道課長（篠町通憲君） 建設水道課は特にバックアップを取るようなものがなくて、水道と下水につきましては、電算の本社の方、やはり各住民記録と同じでバックアップがとれております。

○議長（平沢恒雄君） 増澤武志議員。

○7番（増澤武志君） それぞれご回答いただきまして、ありがとうございます。

確認をしていただきたいのは、それぞれ、今、民間の電子計算機の会社をお願いしてということで委託業務でやっていると思いますけれども、果たしてそれがバックアップが本当にとれているかという確認、すなわち、役場のコンピュータが使えなくて、ではどのように、電算というのですか、保管されている会社のサーバーに、あるいはクラウドコンピュータシステムでもって保管されていると思いますが、そこから実際にデータをとったことがあるのかどうか。どうでしょうか。恐らく一度もないのではないかと思います。その実践をしないといけないと思います、実際には。いかがでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 住吉総務課長。

○総務課長（住吉 誠君） ただいまの件ですけれども、毎回、それぞれ業務が終わった中で、それぞれ電算本社の方に行きまして、それはちゃんとしっかりそこでデータとして残っているわけでありまして、この役場庁舎が最悪潰れたケースでもいろいろなデータにつきましては電算の本社の方にはしっかりしたものが残っているというようなことであります。

○議長（平沢恒雄君） 増澤武志議員。

○7番（増澤武志君） わかりました。バックアップがとれているということはわかりました。ただ、とれているバックアップを役場のコンピュータが被災したときにどのように取り出すのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 住吉総務課長。

○総務課長（住吉 誠君） 実際に災害のときにどうやるかということでありますけれども、やはり機械がすべてだめだという話になってしまいますので、それをある程度、電算と通じるような通信網等で使って、こちらの方にも端末的なもので速やかに業務ができるような体制をとる必要があるかと思います。時間的にどの程度かかるかなりますと、現在のところはしっかりしたものがいろいろな想定ができるかと思いますけれども、時間的にはどのくらいというのははっきりしてはおりません。

○議長（平沢恒雄君） 増澤武志議員。

○7番（増澤武志君） わかりましたが、実際にはそれではクラウドからどのようにと
るのかという問題です。

従って、私自身、思い当たるといいますか、考えるのは、インターネットが使える
パソコンがあれば、そのサーバーに直接アクセスする、そういうキーをつけていた
だいて、そういった方向でもってやっていくというのが一番確実なのではないかと思
います。

それにつきましては、役場が委託している会社の方が恐らくノウハウを知っていま
すので、実際に東日本大震災を経験した市町村のデータも扱っていたことがある会社
でありますので、その点につきましてはやはり役場からちゃんと確認をするというこ
とが大事だと思います。そういったことをちゃんと確認した上でもって、安心安全と
言えると思いますので、お願いします。

それでは次ですが、県からの指導等、お聞きしました。県からもこれにつきまして
はつくってほしいという、何か人ごとのような言い方だったような気がしますが、例
えば県別の作成率が出ています。

一番高いのが鳥取県。これは100%です。2番目が北海道で90.5%。3番目
が東京都で69.4%。低い方は、一番低いのが岡山県の3.7%。2番目が佐賀県の
5%。3番目で島根県の5.3%。長野県は11.7%で、低い方から5番目になりま
す。やはり災害に対する備え等をしなければいけないと考えるところは高いというふ
うに思っておりますが、消防庁、国の方では低いところについては県の働きかけが少
ないというふうに言っておりますし、これは長野県で開催したということなのですが、
28年2月と3月に、市町村担当者向けの研修会を塩尻市で実施しています。村はこ
の研修会に行っていますでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 住吉総務課長。

○総務課長（住吉 誠君） 担当には聞いておりませんが、恐らくこういう重要
な会議かと思しますので、出席はしていたかと思ます。

○議長（平沢恒雄君） 増澤武志議員。

○7番（増澤武志君） 塩尻市で行われたということで、すぐ隣ですので、飛んでいけ
ばいい話です。やはり重要性がわからないと、この会議は何なのかということになり
ます。

やはり職員がこの業務継続計画とは何なのかということを知らないことには、何が
重要なのかということがわかりませんので、恐らく研修会、総務課長が記憶にないと

いうことは、恐らく復命書が回ったのか回っていないのかということも含めて、出ていないかもしれないという危惧が私にはあります。

最後に、長野県の危機管理防災課の課長さんですが、これは今年5月の信毎に出ていました。「小規模町村では限られた職員で作成作業が進んでいないと見られます。市町村対象の研修会の開催や助言など、これからもしていく」と、そういうふうに言っていますが、2月、3月の後、その後、県から働きかけはございましたでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 住吉総務課長。

○総務課長（住吉 誠君） 私の知る範囲ではなかったかと思います。

○議長（平沢恒雄君） 増澤武志議員。

○7番（増澤武志君） 長野県がそんなことでは困るわけであります。しかしながら、長野県自身も業務継続計画は既に作成済みでありますので、県がそういった体制がないということではないと思いますけれども、やはりもうちょっと市町村に対して、県の方が指導するという、バックアップを、支援をしようという考えがやはり必要かと思えます。

とはいえ、県がそういう姿勢であっても、村としてはちゃんとやるべきはやっていくべきだと思いますので、お願いをいたします。

さて、最後の質問になりましたが、計画は喫緊の課題だということで、いつを目途として考えるのかということで質問したところ、人員不足や知見がないということで具体的には時期は示されませんでした。

しかしながら、内閣府に提出した村の資料を見ますと、これは全市町村の作成動向が全部出ています。最後のところに、いつつくるのかというところを見ますと、山形村は29年度以降というふうに回答されておりますが、29年度以降のいつつくるのか、お聞かせください。

○議長（平沢恒雄君） 住吉総務課長。

○総務課長（住吉 誠君） 今回、いろいろな全国的にも災害とかありましたし、村でも1月の雨氷等の経験等ありますので、今回、この作成ガイドの中にいろいろな様式等、具体的に国の方から示されているものですから、村の方で今、防災計画の職員対応マニュアルというのがありますので、そこの中に、速やかに整理した中で組み込んでいきたいというようなことで考えておまして、本当に29年度早々にはこの計画をある程度精査した中で職員対応マニュアルの中へとりあえず組み込んで、非常時の際にはそれに基づいた中で対応していきたいというようなことで考えております。

○議長（平沢恒雄君） 増澤武志議員。

○7番（増澤武志君） ありがとうございます。29年度早々に、ということをお聞きしましたので、一步でも、1日も早く、安心安全な村という、そういった実現に向けて踏み出していただきたいと思います。

最後になりますが、この質問をするにあたって、熊本地震のことで私は衝撃を受けたことがございました。

これは信毎の7月1日の記事であります、松本市の危機管理部が熊本地震1カ月後の様子というのを視察をしたわけです。5月11日、南阿蘇村でのことが書いてございます。

ちょっと読んでみますと「最大深度7の熊本地震発生から約1カ月後の5月11日、災害対策の調査で熊本県南阿蘇村に入った松本市危機管理課の課長は、目に飛び込んできた光景に違和感を覚えた。日常を取り戻す復旧業務にあたっていると思っていた村職員が、村外から来たボランティアらとともに避難所の受付や食事の準備、救援物資の配布に追われていた。一方で、避難した住民がそこに参加する姿はほとんどなかった」という冒頭の書き出しです。

これについて、避難所の運営について、いまだに、ひと月も経ったのに村職員が主体になってやっているということが書いてございました。これは避難所をどのように運営するかということに関して、山形村もどのように考えているかということにつながります。

ここでの問題点を挙げますと、まず1点目が避難所の運営とかボランティアの受け入れ等を職員が直営で行っているということが問題だと思います。まず1点。

それから、2番目として、業務に優先順位がついていないということです。既に1カ月経過しても、通常業務になっていないということです。

先ほど申し上げましたとおり、非常時優先業務の区分というのは、発災直後の業務というのがあります。それから、おおむね3日まで。それから、ABCでいうC、3つ目が1週間までにやる業務というのが非常時優先業務になります。いつまで経っても通常業務に戻っていないというこの状況です。

よく言われますが、トリアージ訓練というのを確かやっていましたよね。トリアージとは一体何でしょうか。どなたでも結構です。

○議長（平沢恒雄君） 堤保健福祉課長。

○保健福祉課長（堤 岳志君） 本年の9月4日の総合防災訓練でも、中大池地区のご

協力をいただきまして、中大池でトリアージ訓練の模擬を実施させていただきました。

トリアージと申しますのは、山形村では医療救護所ということで、ケガ人等の受け入れの際の避難所を山形村農業者トレーニングセンターに設置することになっております。

恐らく、災害がありますと、ケガ人が多数、一挙に大勢お越しになって、皆さん、それぞれ治療をしてくれとか訴える場合があるかと思いますが、その場合に、トリアージタグといいまして、色が4つほど分かれていまして、ケガの重症度によってそれぞれ軽症、重症とか、搬送が必要とか、もうちょっと言葉が悪いですけども助かる見込みがないというような部分で、言い方は悪いですが仕分けみたいな形になってしまうのですが、その部分で軽い方はちょっと我慢してください、緊急性、命にかかわるような、ある程度、被災というかケガの症状を把握するためのタグになります。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 増澤武志議員。

○7番（増澤武志君） ありがとうございます。医療分野のトリアージについてご説明いただきましたが、最後におっしゃいました重症度によって仕分けをするということです。トリアージというのはその業務の優先順位を、業務であれば業務の優先順位、医療であれば重症度によって治療の優先順位を決めるのをトリアージと言います。

トリアージをしないと仕事が進まないというのが、この南阿蘇村の実態であります。その非常時優先業務、これは職員が行う業務、これにつきましては非常時優先業務を選定しないと、何をやっていいかわからない。いつまでも、言ってみれば不要とは言いませんけれども避難所の受付等をやっている。本来やらなければいけないこと、それができていないということになっています。

それと、職員というのは資源が、人材ですね、人員の資源が限られているわけですから、職員が行わなくてもいい業務というのはアウトソーシングをしなければいけない。ですから、熊本についてはアウトソーシングとトリアージができていないということになると思います。

山形村の実情を見てみると、恐らくトリアージもアウトソーシングも災害時には考えていないのではないかという嫌いがございます。

例えば避難所の運営等、職員が最初はします。しかしながら、例えば炊き出しだったら地元の飲食業者に業務発注してもいいのですよ。物資の配達も地元の配送業者がいます。そこへ頼んでもいい。また、被災証明、罹災証明、建物の。それについては

職員が行かなくても地元の建築業者がやってもいいのです。そういったアウトソーシングをする、人に任せる、そういったことがないと、職員の本来の仕事ができない。

職員の本来の仕事も、非常時優先業務を選定をして日時を決めてやっていく。そのようにしてできるだけ行政職員の仕事を減らしながら、余力を不測の事態に備えていこうというのが、これが業務継続計画の持つ目的であります。

最後になりますが、これは村長にお願いをしたいと思います。

村長は昨日、続投宣言をされました。この計画はいつまでにつくらなくてはならないというものではありません。すぐでもつくらなければいけない喫緊のものであります。

この計画を策定するにあたって、内閣府がこのガイドでもって言っております。業務継続計画の策定体制、継続的改善の項にございます。業務継続計画の策定にあたっては、全庁にかかわるプロジェクトになるため、災害時に責任を負う首長自らリーダーシップを発揮して取り組まなければうまくいかない。これは非常時優先業務の整理や必要資源の配分等を検討する際には部門を超えた優先順位等の合意形成が必要となるからである。

これは課長たちに任せてはいけません。村長自らがリーダーシップをとって、きちんと命令を出す。そういった体制、村長のリーダーシップのもとにつくっていただきたいと思えます。

以上を申し上げて、業務継続計画、必要性を認識していただいた上で速やかにつくっていただくことを期待をして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（平沢恒雄君） 以上で増澤武志議員の質問は終了しました。

次に、質問順位10番、新居禎三議員の質問に入りますけれども、ここで休憩をとりたいと思えます。

それでは、この時計で10時55分まで休憩をとります。

休憩。

（午前10時43分）

○議長（平沢恒雄君） 会議を再開いたします。

（午前10時55分）

◇ 新 居 禎 三 君

○議長（平沢恒雄君） それでは、質問順位10番、新居禎三議員の質問を行います。

新居禎三議員、質問事項1「職員のストレスチェックについて」を質問してください。

新居禎三議員。

（3番 新居禎三 登壇）

○3番（新居禎三君） 議席番号3番、新居禎三です。昨日と今日、2日にわたった一般質問ですが、私が今日の最後を務めさせていただきます。

本日は日々村民のために行政サービスに頑張っている役場職員の皆さんにかかわる項目について質問いたします。

最初に「職員のストレスチェックについて」ですが、この質問は6月の第2回定例議会で増澤武志議員が職員の人材育成の質問でされていますが、今日は細部についてお伺いしたいと思います。

近年、仕事による強いストレスが原因で発病し、不調を訴える労働者が増加傾向にあります。こうした背景により、労働安全衛生法の一部を改正する法律において、平成27年12月より職員のストレスチェック制度が義務づけとされました。

そこでお伺いします。1つ目として、どのような体制でストレスチェックを実施されているのか。安全衛生委員会とのかかわり、また、実施者の選任等について、お伺いします。

また、2番目、ストレスチェックの結果を受けて、それぞれ職員の皆さんの職場環境の改善はどのように実施されるのか、計画等があればお聞かせ願いたいと思います。

以上、1回目の質問とします。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

○村長（百瀬 久君） 質問順位10番・新居禎三議員の質問事項1「職員のストレスチェックについて」のご質問にお答えします。

まず、1番目のご質問の「ストレスチェックの実施体制」についてであります、平成26年6月に施行された労働安全衛生法の一部を改正する法律が昨年12月に適用となり、正規職員及び一定要件を満たす非常勤職員を対象に「心理的な負担の程度

を把握するための検査」いわゆるストレスチェックが義務づけられました。

本村では今年度当初予算に必要経費を計上し、村の産業医を実施者として、庁内の安全衛生委員会が主体となって取り組んでいるところであります。

次に、2番目のご質問の「結果を受けた職場環境の改善」についてであります。ストレスチェックの目的は、職員にかかるストレスの状況を部署分野ごとの集計・分析により客観的に診断することです。同時に職員がストレスに気づき、落ち着いて早く対処することでメンタルの不調を未然に防ぐ効果も期待されます。

まずは、著しくストレス値が高い職員や部署の有無を確認した上で、その対応を講ずるとともに、産業医や保健師のアドバイスをいただきながら職場環境の観察などを行って、心身共に健康な職場づくりを目指したいと考えております。

これで1回目の答弁とします。

○議長（平沢恒雄君） 新居禎三議員。

○3番（新居禎三君） 先ほど申しましたように、増澤議員の質問の中で、今年7月実施するというご返答をいただいておりますが、その中で、当然、事前に職員の皆さんに説明をしたということは聞いております。

ストレスチェックのやり方については、基本的なマークシートみたいなものがあり、恐らくそういうものを使用していると思いますが、その中で安全衛生委員会とのかかわりで、今、村長、やったということを申されましたが、山形村役場における安全衛生委員会のメンバー構成はどのようになっておりますか。お聞かせ願えますか。

○議長（平沢恒雄君） 中村副村長。

○副村長（中村俊春君） 安全衛生委員会でございますけれども、私が総括責任者ということでございまして、あと、総務課の総務課長、総務課のメンタルの担当、それから各課から代表者、それから労働組合の代表から、総勢で14、5人、人数はちょっとあれなのですが、構成としてはそんな構成でやっています。メンタルだけではなくて、普通の健康の関係も全て含めてやっております。

○議長（平沢恒雄君） 新居禎三議員。

○3番（新居禎三君） 大体14、5名で、職員組合の方も入り、やっているということですが、山形村のこの職場環境を見ますと、役場本庁舎以外にもいちいの里、トレーニングセンター、保育園、それぞれ職場が分かれています。当然、それぞれの職場からの担当者みたいなのはこの委員会の中に入っているわけですね。

○議長（平沢恒雄君） 住吉総務課長。

- 総務課長（住吉 誠君） いろいろこの役場以外にもそれぞれ施設がありますので、基本的には各施設からは1名ずつ出るようなことで人選等はしております。
- 議長（平沢恒雄君） 新居禎三議員。
- 3番（新居禎三君） メンバー構成等、よくわかりました。その中で、当然、事前に安全衛生委員会の中でストレスチェックを実施するにあたっての会合等、持たれたと思いますが、今回、当然チェックをすることによって、チェックすることが目的ではなくて、それをすることによってそれぞれの自分のストレス度を知ることでもありますし、職場環境をどうやって改善していけばということでもあります。当然、衛生委員会の中で話をされたのか、それぞれ個人でされたのかですが、このストレスチェックの結果については理事者側に提供されるという承諾を得られているのかどうか、お聞きしたいと思います。
- 議長（平沢恒雄君） 住吉総務課長。
- 総務課長（住吉 誠君） 今回のストレスチェックにつきましては、あくまで職員個人個人の非常に重要な情報でございまして、今回ストレスチェックの調査を実施するというようなことで6月の中旬に全職員を対象に説明会をしたわけですが、その中で基本的に今回の個人個人のデータを見られるのが総務課長と総務係長のみが見られるというように説明した中で、実際に今回やった中で結果が先月の末ですか、個人個人のところに結果票というようにそれぞれ結果を配付してあります。
- 議長（平沢恒雄君） 新居禎三議員。
- 3番（新居禎三君） 当然ですが、全員に見せるわけではないし、担当の総務課長と担当者がわかるということで、それぞれの本人にはもう既に通知はされていますか。そこも確認したいと思います。
- 議長（平沢恒雄君） 住吉総務課長。
- 総務課長（住吉 誠君） 先ほど言いましたけれども、個人個人の結果につきましては、全部個人個人、封筒に入れた中で配付をしております。
- 議長（平沢恒雄君） 新居禎三議員。
- 3番（新居禎三君） それぞれが自分のストレス度はそれを見ればわかると思いますが、理事者側の立場として、その中でいわゆる「高ストレス者」と言われる方がどのくらいいるかということは把握されているわけでしょうか。
- 議長（平沢恒雄君） 住吉総務課長。
- 総務課長（住吉 誠君） 個人個人のデータにつきましては、理事者等には見せてお

りませんし、今後の活用方法なのですけれども、それぞれの課単位というか、ある程度まとまった単位で結果を出しまして、それについてやはり非常にストレスがかかる職員が多いところとか出てくるものですから、そういうものについては今後の環境というようなことで、人事異動も含めた中で対応するというようなことになりまして、また、職員個人個人の結果は個人個人が見た中で医者と相談するとか、そんなようなことでまた個人個人は対応をとるというようなことになろうかと思えます。

○議長（平沢恒雄君） 新居禎三議員。

○3番（新居禎三君） それぞれが個人で判断することなのですが、いわゆる課長なりが高ストレス者に対して「産業医と面接指導等を受けなさい」とか、そういう指導等はされるわけですか。

○議長（平沢恒雄君） 住吉総務課長。

○総務課長（住吉 誠君） 先月末に個人個人のところに結果が行ったわけですから、後は個人個人が対応をとるということで、ある程度、総務課としては期間を置いた中でまた産業医等と相談した中で、個人個人において医者と相談した方がいいというような結果に行った職員の中でまだ受診がされていないという職員については、産業医等にまた個人個人の面談の中で指導等をしていただきたいというようなことでは考えております。

○議長（平沢恒雄君） 新居禎三議員。

○3番（新居禎三君） 産業医との面談ですが、これはあくまで、それぞれが自分の判断でやるという形になっていますか。お伺いします。

○議長（平沢恒雄君） 住吉総務課長。

○総務課長（住吉 誠君） これにつきましては、説明会のときにも全職員に言ったわけですが「あくまで個人のことで」ということで申し上げました。

今、村の方では産業医ということで健康相談ということでやっているわけですが、月に一遍やっております。大体、1回について6、7人についてやるものですから、基本的にもう1年の中では最低職員1回は産業医と面談をしてもらうというようなことで組んでおりまして、今回の結果が産業医等と面談してくださいという職員があった場合については、そこら辺を見た中で早急にその産業医との面談のリストの中に組み込んでいきたいというようなことでは考えております。

○議長（平沢恒雄君） 新居禎三議員。

○3番（新居禎三君） ぜひ産業医とコンタクトをとりながら、早急にやった方がいい

人については速やかにお願いしたいと思います。

あと、先ほど課長が言われましたように、それぞれ職場単位の中で、こういうことを言うと語弊があるかもしれませんが、ここの職場はちょっとストレスが高い人が多いのかなとかいうのは分析できると思うのですよね。

そんな中で、職場単位で職場をどういう、みんながストレスなく働ければ一番いいのですが、ゼロというわけにはいかないと思いますが、そういう意味での職場単位での職場環境の改善については、2番目の質問になるのですが、具体的にどのような形で実施しようとかいうことはお考えありますか。

○議長（平沢恒雄君） 住吉総務課長。

○総務課長（住吉 誠君） 今回、職場単位ではいろいろな、現在分析中なものですから、どのような結果が出るかわかりませんが、今回の結果と職場で個人個人の時間外勤務命令とか休日出勤がありますので、やはり多い人は非常に多い。多い職場というようなことになるかと思えますけれども、そこら辺について、どうして多いのかということも含めた中で、来年度以降の人員配置とか人事異動等を考えていかなければいけないかなということで、少しでもそういう時間が多いところ、また、今回の結果が芳しくないところについては、ある程度、人員等も考慮しなければいけないかなというようなことでは考えております。

○議長（平沢恒雄君） 新居禎三議員。

○3番（新居禎三君） 今、課長が言われたように、時間外も多いとか少ないとか、部署によって差はあると思いますが、その辺は総体的には当然、総務課長が役場全体を考えながら人員配置等やっていく必要もあると思いますが、それぞれの所属長の考えといますか、認識も少し考えてもらわないと、人事異動で入れ替えただけではなかなか問題は解決できないのかなと私は思うのですが。それはそれでぜひお願いしたいと思います。

いわゆるそれが職場単位でのケアといますか、周りの人間がフォローするような形でできるような体制づくりをぜひ役場全体で考えていただきたいと思います。

6月の増澤議員の質問のときにありましたが、現在、長期休職中の職員が3名いるということですが、この辺についてはその後変化はあったわけですか。

○議長（平沢恒雄君） 住吉総務課長。

○総務課長（住吉 誠君） 現在、長期に休んでいる職員が2名かと思えます。以上です。

○議長（平沢恒雄君） 新居禎三議員。

○3番（新居禎三君） それぞれがケース・バイ・ケースでいろいろな要因によって休んでいるとは思われますが、いわゆる休養をとって、ある程度よくなって職場へ復帰する際のプログラムといたしますか、そういう手順といたしますか、会社によっては当然、ならし勤務みたいな形から入っていくと。いきなり復帰して元やっていた仕事を100%こなしていくのかどうか。その辺のプログラムについては何かお考えはありますか。

○議長（平沢恒雄君） 住吉総務課長。

○総務課長（住吉 誠君） 現在、村で実際にやっているようなことなのですけれども、まず1日というわけには、とてもではないけれども無理なものですから、まず2時間なら2時間、それで半日ということで午前中なら午前中、午後なら午後ということ。それで時間を延ばして1日というようなことで、順次時間を延ばして行って、対応できるかどうかというようなことで見させていただいておりまして、あと、課長さん等がずっと見た中で、「あ、いいかな」という話になれば、最終的には医者と相談した中で面談を受けていただいて、オーケーが出れば職場復帰というようなことで進めております。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 新居禎三議員。

○3番（新居禎三君） ぜひそういう形で、100%職員の皆さん全員が病気療養しなくていいような職場環境を構築していただければと思うのです。そうでなくても、いわゆる少ない人数の中でいろいろな仕事をこなしているわけですから、当然、1人が休まれると職場の周りの人たちにもいろいろ、言葉は悪いですがしわ寄せが来るというか、そういう面もありますので、お互いにみんながその辺を認識しながら、ストレスの低減にみんなが務めるような形の職場環境をつくっていただければとお願いして1つ目の質問は終わります。

○議長（平沢恒雄君） 新居禎三議員。次に、質問事項2「保育士の処遇について」を質問してください。

新居禎三議員。

○3番（新居禎三君） それでは、次は保育園に特化して質問したいと思います。

保育士の処遇について。待機児童の問題に端を発し、保育士不足の問題が今、クロージアアップされております。その中で、山形保育園の今後の対応についてお伺いした

いと思います。

国による保育士確保プラン等の取り組みが、賃金を含め、いろいろな形で実施されようとしていますが、それ以外に村独自で何か保育士を確保するといいますか、処遇について対策はなされていますか。

2番目として、現在従事されている保育士の非常勤・臨時職員の皆さんの今後の処遇改善については何か改善しなければという部分でお考えはございますか。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

○村長（百瀬 久君） 質問事項2「保育士の処遇について」のご質問にお答えします。

まず1番目のご質問の「保育士確保プランの取り組みに係る村独自の対策」についてでございますが、保育士確保プランは、子ども・子育て支援新制度において、平成29年度末までに国全体として新たに必要となる保育士数の確保を目的に、厚生労働省が策定したものです。

本村としては、保育士確保に向けての独自の対策等はありませんが、現在働いている保育士の就業継続支援や職場の改善ですが、例えば保育士としてのスキルアップを図れるような研修会への参加、パソコン導入による事務量の負担軽減や、保育園の施設面の充実などを通じて、より意欲を持って働けるよう、職場環境づくりを進めていくことが重要と考えております。

今後も保育現場の状況に応じて、必要な保育士数を確保していきたいと考えております。

次に、2番目のご質問の現在従事されている「非常勤・臨時職員さんの処遇改善」についてでございますが、まず非常勤・臨時諸君の皆さんの勤務条件につきましては、山形村非常勤職員及び臨時職員取扱規則により定められております。

ご質問の処遇改善の考え方についてでございますが、質問1の答弁同様、非常勤・臨時職員の皆さんについても、より安心して意欲的に働ける職場環境づくりを進めていくことが重要と考えております。

また、報酬賃金については、社会情勢や近隣市町村の状況を勘案しながら対応していくことが必要と考えております。

以上で第1回目の答弁を終わります。

○議長（平沢恒雄君） 新居禎三議員。

○3番（新居禎三君） ではお伺いしますが、4月1日現在、保育園の職員ですが、正規職員が14名、嘱託8名、臨時18名、長時間パートが18という形になっておりますが、正規の職員が14名で、嘱託が8名。かなりな部分で嘱託の職員の皆さんが勤務されておりますが、近隣市町村と比べてもかなり嘱託の方のパーセンテージが山形村は多いような気がするのですが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 中村副村長。

○副村長（中村俊春君） 私も以前、前でございますけれども、保育園の方、経験させていただきました。そのときは5名でしたかね、ということで、確かに言われるとおり、少し嘱託の先生のウエートが多いかなという感じがしておりますが、村もご存じのとおり厳しい財政事情等もございますので、なかなか正規職員増員というわけにはまいりませんけれども、本年度も1名は正規職員を採用いたしました。

そんな中で、保育園の園児数等のバランスを見ながら、保育士の数につきましては、現場の意見も聞きながら、対応をとっているという状況でございます。

○議長（平沢恒雄君） 新居禎三議員。

○3番（新居禎三君） 嘱託の部分については、後ほどもう一度お聞きしますが、現在、ご存じのように、特に都市部においては保育士不足の問題がクローズアップされております。

今日も報道が何かありましたが、都市部では新たに、東京都ですか、空家を使って、仮設ではないが保育園をつくるということで、当然、保育士も必要なわけで、保育士のなり手がいれば家賃も補助する等々、打ち出しております。

そういう意味で、山形村は現在はおろろじて保育士確保できていると思いますが、今後、そういう資格を持った人たちが都市部のそういうところへ流出するといいますか、言葉は悪いですが、行ってしまうという可能性はなきにしもあらずだと思います。

そんな中で、現状のままで、保育園児の数が今後どうなるかという動向もありますが、果たしてこの先ずっと保育士が確保できるのかなという部分で、私は非常に危惧している部分であります。

そこで1つお聞きしたいのですが、山形村の保育士の場合、いわゆる正規で、新卒で入った場合、学歴といいますか、それは関係なく、ほぼ事務職の高卒並みの初任給しかないというふうに聞いておりますが、その辺はいかがなのでしょう。

○議長（平沢恒雄君） 住吉総務課長。

○総務課長（住吉 誠君） これにつきましては、どこの市町村もそうだと思いますけ

れども、学歴に沿った中できっちり初任給は算定しています。

○議長（平沢恒雄君） 新居禎三議員。

○3番（新居禎三君） 当然、保育士は国家資格であって、それぞれ短大でとってくる人、4年制大学でとってくる人、いろいろありますが、努力すれば当然、高卒で資格を持っている人もいます。

ただ、そこでやる仕事ははっきり言って同じなのですよね、保育園の職員になれば。山形村の貴重なこれからを担っていく人材、子どもたちを育てるといって、大変な重労働をやっていただくわけですから、ぜひその辺の処遇は考えていただかないと。大変な仕事だと思っていますので。

今、課長が言われたように、いわゆる学歴でちゃんと差をつけているなら、まだいいと思うのですが、間違っても学歴関係なく同じ給料で雇っているようなことがないようお願いしたいと思います。

それ以外にも、先ほど申しあげましたように、主に都市部ですが、通常の給料プラスそれぞれの都市によって賃金の加算または臨時給のかさ上げ支給等々、いろいろなところが行っております。

福岡市ですか、年間、ほかの事務職の臨時給プラス保育士については10万円加算していると聞いております。その他、横浜では、他市町村から転入して保育士になられた方には、家賃を6万円補助する、というような形。いろいろな形でされていますが、山形村は比較的近隣の方がお勤めのようなのですが、そういう意味で職員の絶対数が足りなくなってくれば、いろいろなところから来ていただかなければならないと思いますが、そういう、今、せっぱ詰まっていないからなかなかお考えはないのでしょうか、今後についてそういうことを研究されるつもりはございますでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 住吉総務課長。

○総務課長（住吉 誠君） 今おっしゃいましたいろいろな事例なのですけれども、どんなふうな形で出しているのかちょっとわかりませんが、基本的にはやはり公務員ということですので、一般職も、それから保育士、保健師、すべての職員につきまして、村のそれぞれの条例、基準に沿った中で支給すべきものでありますし、また、いろいろな事情でどうしても足りなくて職員採用等考えるという話になりますけれども、そこら辺は非常勤職員とか臨時職員も含めた中で、どういう体制がとれるかということでは考えていきたいということでもあります。

○議長（平沢恒雄君） 新居禎三議員。

○3番（新居禎三君） ほかの職員と同等で行ければいいのですが、今後はそのようなことも考えていかなければと思います。

それ以外に、国のプランの中いわゆる先ほど村長答弁にもありましたが、職員の仕事量の負担軽減で、パソコン導入等ありましたが、国のプランの中にもありますが、保育士の保育業務以外の業務、保育補助員の導入について、そういうことをもしやるなら、国の方で補助といいますか、お金を出しますよと。その補助員の方が3年か5年以内ですか、保育士の資格を取って保育士になれば、そのお金も返さなくていいですよという制度が、まだ確定したかどうかは私、確認しておりませんが、厚労省の保育対策関係予算の概要の中に出ておりました。

そういう意味で、現在はパソコン等を使って幾らかは仕事量が減っているかと思いますが、そういう国の制度等を利用した中での保育士の負担軽減については導入するお考えはございませんでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 宮澤保育園長。

○保育園長（宮澤寛徳君） 今現在、それぞれのクラスに担任の先生、それから加配といえますか、支援が必要な子のための先生という形で、ほとんどのクラスが2人体制、それから未満児、0歳児、1歳児につきましては、それぞれ3人に1人というような形で体制をとっております。

そういった点でも、国の基準よりも非常に厚く見ている点もありますので、先ほどのパソコンでの事務量の負担軽減ということもありますけれども、そういった点では先ほど新居議員さんが言われたような政策的なことは今のところ必要ないのではないかとというふうに考えています。

○議長（平沢恒雄君） 新居禎三議員。

○3番（新居禎三君） 今のところ必要ないということですが、今後、可能性としてはあると思いますので、そういう制度もあるということは多少研究していただければと思います。

あと、これも増澤議員の6月の質問の中にありましたが、山形保育園、村でやっている保育園と、山形村にはあと民間の保育園がありますが、そういう意味で山形村保育園で働く保育士の皆さんは、やめない限りずっと山形保育園で働くという形になると思うのですが、そういう意味で近隣市町村との保育士の人材交流という面で、キャリアアップするための人材交流とかはお考えはございませんか。

○議長（平沢恒雄君） 中村副村長。

○副村長（中村俊春君） 確かに山形保育園は1園でございまして、異動がないもの
すから、私のころも確か松本市と相互交流ということで続けられていました。

いつの時点からそういったことがなくなってしまったかわかりませんが、広
域連合の方でも毎年、交互研修の希望というのがこれから出てくるかと思
います。ほかの園の状況を保育していただくことも、先ほども言いました
ようにキャリアのアップということにはつながるかというふうに思ってお
りますので、すぐできるかどうかはわかりませんが、今後検討していきたい
と思います。

○議長（平沢恒雄君） サイレンがとまるまで待ってください。

（サイレン鳴る）

○議長（平沢恒雄君） 新居禎三議員。

○3番（新居禎三君） ぜひ、昔はやっていたということなので、相手があること
から、すぐにやれと言ってもできるわけではありませんが、そういう意味
では同じ保育士の仕事であっても、いろいろなそれぞれの園のやり方がある
と思います。そういう中で、新しい発見が必ずあると思います。これは保
育園だけではなくて、職員の皆さん、ほかの仕事についてもそう思いま
すので、そういう人材の交流はぜひ、できるならいろいろなところと相
談しながらやっていただければと思っております。

それでは、先ほども言いましたが、非正規の職員の正規化についてです
が、先ほど課長の方の答弁で、当然予算もあるというお話をいただきました
が、民間企業であれば1年契約でそれぞれやっていると思いますが、5年
継続して勤めれば、本人の希望があれば正規職員にしなければという
国の方の方針も出ておりますが、公務員には適用されていませんが、
そういう意味で嘱託の職員の皆さん、長い方もかなりの年数働か
れている方もいると思うのですよね。

そういう部分で、本人が希望しなければ別にいいのですが、中には希望
される方もいるかと思うのですが、嘱託職員を正規雇用するという、
当然、予算も絡んできますが、そういうお考えは全く、現状のままで
いいと思われていますか。

○議長（平沢恒雄君） 中村副村長。

○副村長（中村俊春君） 毎年2月ですか、嘱託の先生に、来年以降も
嘱託で希望があるかということを知っている中で、嘱託というような条件
の中で、嘱託の辞令を出して働いていただいております。

確かに、言われるとおり、長い先生もいるのは事実でございます。その
先生を正規ということでございますが、いろいろなほかの部門にも関係
してまいりますので、こ

れについては今どうするとお答えはできませんけれども、ご意見は聞いておきたいというふうに思っております。

○議長（平沢恒雄君） 新居禎三議員。

○3番（新居禎三君） 諸般の、もろもろの事情があって、すぐにはできないということは重々承知しておりますが、そういう意味で、仮に保育士不足になった場合もそうですし、やはり嘱託で働いている皆さんというのは1年契約なのですよね。仮に園児数がうんと減って「もうあなた、来年いません」と言われれば、そういう契約になっていますので、非常に本人は不安な面があると思います。

そういう事例があったとは山形村では聞いておりませんが、普通、民間企業でもそうですが、いわゆる非正規というのはいつクビになるかわからないという部分で、いわゆる今は世間の、保育園はそんなことないと思いますが、ワーキングプアで仕方なく働くという人が多々いるわけですよね。そういうことは当然、理事者の皆さんもわかっていると思いますが、そういう状態で労働者がいいわけが決してないので、その辺が回り回って今の世の中の景気の悪さとか、いろいろあるわけですよね。

そういう意味で、公務員というか、役場は率先してそういうのを改善するために、多少経費はかかります。そうはいつでも、それは回り回って、村長が言われる元気な村になるのではないですか。山形村に住んでいる、住んでいないは別にしても、当然、山形村で働いていただいている方々がそういう意味で安心して働けて元気になれば、村の元気、村長の言う元気は村づくりの一端にはなると思いますので、村長も、選挙の結果はわかりませんが、続投を希望されているということなので、そういうことも考えながら、役場職員の皆さんが元気で、幸せで、一生懸命働けるような労働環境をぜひつくっていただきたいということをお願いして、私の質問は終わりたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 以上で新居禎三議員の質問は終了しました。

これで一般質問はすべて終了しました。

◎散会宣告

○議長（平沢恒雄君） それでは、本日の会議の日程はすべて終了しましたので、これにて閉議し、散会といたします。

（午前11時37分）
